〝ひめゆり〟援護始まる

社會局

石出南連所長の帰任で、ひめゆり部隊八十八名の死亡公報に接した社会局援護課では、十一日直ちに遺家族に伝達すべく名市町村関係あて依頼状を発した。

今回、公報発令されたのは先に現認証明書申達した者のうち、沖縄陸軍病院勤務のひめゆり隊員（師範女子部）に対するもの。従軍看護婦として、散花した那覇市山城恒さん ほか八十 七名の死亡報告書も「××日沖縄本島摩屋武海岸にて戦死」「糸文仁村伊原第三外科壕にて……」といずれも当時の若い女子学徒隊の殉国の姿をホウフツさせるものがある。これによつて戦没女子学徒援護の解決の道が開けた援護課では、残余の分に対しても本格的な事務処理に乗り出すことになつており、死亡公報を受けた受給権者は年金、弔慰金、葬祭料などの請求をすみやかに行うよう要望している。

遺族は▽年金＝先順位者一万七千六百円（日）と扶養家族一名につき五千円（日）の加給のほか▽弔慰金＝五万円（日）▽葬祭料＝五千七百円（日）ならびに入隊から死亡時までの未払給与金が支給される。

例えば父母と祖父母の四名が在る場合、年金は先順位者一万七千六百円と三名の加給一万五千円で合計四万二千六百円（日）。それに弔慰金、葬祭料など含めて昭和二十七年以降の分が貰えるのでザット十二万三千円、B円にしても四万円が一度に遺族の手に渡される計算である。但し、年金の受給範囲が配偶者、子供、父母、祖父母、孫の十八才未満から六十才以上に限られているので兄弟ばかりの時は年金は支給されないことになつている。

1955年（昭和30年）1月12日琉球新報

軍人恩給第一号届く

28年にさく及、一括支払い

○五日社会局援護課へ軍人恩給受給者の裁定通知第一号が到着。待たれた軍人恩給も近く本人指定の振替り郵便局で現金支給の運びとなった。

裁定通知は全部陸軍関係の普通恩給で既裁定（戦前からの既得権者）十一名、未裁定（戦後）一名。支給総額（年間）二十七万四千五十二円（日）で年四回払い、一期分だけで六万八千五百十三円（日）となっているが、こんどの場合〝軍人恩給〟が復活した二十八年の四月一日にさかのぼって二カ年と三カ月分が一度に支給されるので、ザット六十二万円（日）が現金で手渡される。

一人当りの年支給額は平均二万三千円（日）となっているが、中には名護町の中村少佐など八万一千八百四十円（日）もあり、同少佐の場合はその二カ年と三カ月分十八万四千百四十円（日）がこんどの支給額となっている。

○

久米島具志川村西銘九〇二番浜智次（以上既裁定）、名護町大中区一班中村三男（未裁定）

具志川村平良川区二班普久川政智、読谷村波平区一班比嘉亀太郎、読谷村波平区一班比嘉正彰、読谷村波平区十四班志伊良太郎、読谷村一七九二の二上原松助、宜野湾村大謝名区二班天久朝方、宜野湾村嘉数区九番神田朝助、宜野湾村嘉数区八班池原朝貞、宜野湾村出身比嘉朝

○

村城間区三九四島袋忠博、宜野湾村大謝名区四九九天久森一、

島袋援護課長の話＝沖縄では今年三月から恩給法の改正が問題、その通過を待いてきたが初の支給通知が届いたので、これから続々送られてくると思う。六月三十日現在、裁定恩給五千人（推定）のうちすでに五百二十三件が通過すみ。日本政府の裁定待つばかりとなっている。

1955年（昭和30年）7月6日琉球新報

十年たった今 弔慰方法も未決定

【東京特電発】沖縄の少年兵即ち戦没学徒一千名の弔慰と身分が兵役法にぶつかり、未だに弔慰方法が未決定であると八月十八日付毎日新聞は次のように報じている。〝文明の裁き〟の名のもとに連合国が開始した軍事裁判は冷厳にも多数の戦争犯罪人を生みだした。この結果二十年十月二十三日から二十六年六月十一日までの間に実に一千を越える人々が処刑や獄死した。そしてまがりなりにも日本は独立し、新生への道を開いた。戦後十年、まだ巣鴨には五百七十六名が、ソ連・中共には一千四百四十二名がともに戦犯として服役している。また沖縄で戦死した約一千名の〝少年兵〟の弔慰と身分は兵役法の壁にぶつかり、いまだに決っていない。これら一日も早く解決したい問題の現状をみてみよう。

沖縄の少年兵

去る二十二国会では遺家族援護法が改正されて、満州開拓義勇隊にも弔慰金が出ることになったのにひめゆり部隊などで知られた沖縄の学徒隊約千人の戦死者は、すでに失効した兵役法の〝軍人〟に該当するかどうかの判断がつかないため、いまもって弔慰の方法も身分も決定せず、遺族の不満が高まっている。沖縄学徒隊の犠牲者は次のようになっている。

ひめゆり部隊は県立第一高女と県立女子師範で編成され、第一高女は職員八名、生徒八十二名、女子師範は職員八名、生徒百十一名が死んでいる。

しらゆめ部隊は県立第二高女で編成され、犠牲者は二十三名であった。男子生徒はいずれも鉄血勤皇隊とよばれ、このほか師範、第一中隊、開拓隊、工業隊、水産高校隊、第五中隊などが編成された。戦斗のため一中何でとだ」というのである。

は職員十七名と生徒二百名が戦死、師範隊は職員十五名と生徒二百八十九名が戦死、商業隊以下は米軍の上陸地点にあたったため全員が玉砕してしまった。

学徒隊は軍の命令で、各人はいずれも志願の形式をとって、軍と行動をともにしたようだが、軍の全滅とともに正確な資料は失われてしまった。女子学徒は軍看護婦の資格で、男子学徒は軍服に兵の階級章をつけて戦ったことは間違いないようである。

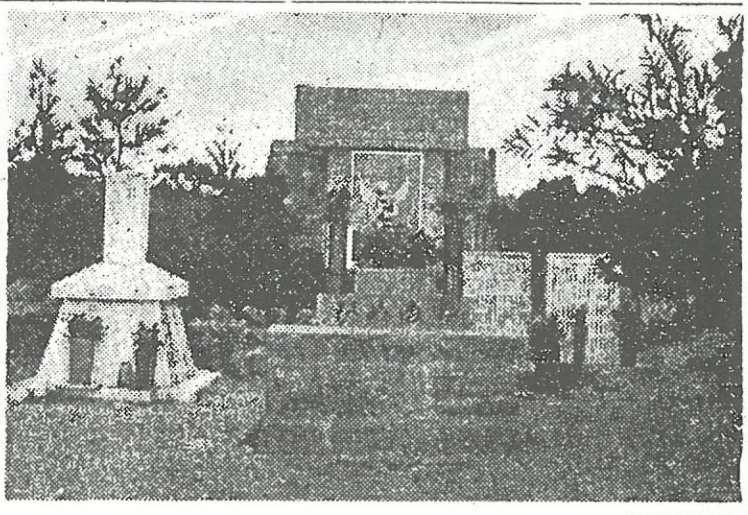
厚生省引揚援護局の一部では「二十七才以上の者を軍属として扱うとの」という意見があったが、これが沖縄の遺族に知れ、大反対を受けてしまった。「ひめゆり、しらゆめ両部隊は看護婦だから軍属でもよい。男子学徒は軍服を着用でもなく戦死しているのを軍属などとは絶対に適用を許さない非情をもつて死んでいつた。法は無情であろうが、法を作り法を解釈するものは血の通つた人間であるはずだ。沖縄で軍と行動をともにして死んだ人たちは学徒ばかりではない。小学生さえ死んでいるわれわれは遺族の気持のすむように何とかしてくれと主張しているだけだ。祖国のみなさんの公平な支持をお願いしたいのです。

引揚援護局では、兵役法の検討をそれ以来行つているが、遺族を満足させる解決はまだできていないようである。

それによれば満十七才以上四十五才までは兵役の義務があり、沖縄戦のような非常事態では、現地司令官による現地招集が行われたと解釈できないことはない。

陸海軍の給仕などは戦地で軍属の扱いを受けることができるが、これには年令の制限はないようである。ところが沖縄戦では満十二、三才の一中一年生十一名、二年生五十名もの生徒たちは上級生と同じように軍服を支給され、長いそでを折曲げて短く縫い縮めいずれも二等兵の階級章をつけていた。戦況が不利になり、首里の線が突破されたところから軍はこういう小柄な少年たちを特に選んで伝令、歩哨、斥候などに使つた。少年たちは感激して弾雨のなかに身をなげだしていつた。

兵役法は極限の解釈をしてもなおかつ適用を許さない非情をもつて死んでいつた。法は無情であろうが、法を作り法を解釈するものは血の通つた人間であるはずだ。沖縄で軍と行動をともにして死んだ人たちは学徒ばかりではない。小学生さえ死んでいるわれわれは遺族の気持のすむように何とかしてくれと主張しているだけだ。祖国のみなさんの公平な支持をお願いしたいのです。



【写真は花束と香華の絶えない〝ひめゆりの塔〟】

なぜ遅れているか援護関係事務

戸籍の不備もたゝる

○手続き迅速化叫ぶ遺族の声

▽……年金、恩給、弔慰金などの援護関係事務が開始されてから早や満二カ年と四カ月。改められた年 ……△

▽……金、恩給などの金額は二カ年でザット四倍円、当局では今年は暫定の分がぐっと殖える見込み ……△

▽……で約六億円の支払額を予想しているが、政府の援護金請求事務も年を追ってむやみに煩雑化して ……△

▽……いる。沖縄は国籍外にさらされた関係上請求事務に必要な書類、ことに戸籍が焼失しており、 ……△

▽……戸籍不備と本土との行政分離による請求事務の複雑化などが援護関係事務遅延の理由にあげら ……△

▽……れているが年金、弔慰金の二月末の処理状況は陸海軍あわせて二万一千二十七世帯未処理は五千百 ……△

▽……九十三世帯、未処理のうち請求可能は二千三百九十九世となっており、この請求可能の分は戸籍の ……△

▽……未整備が多いといわれる各市町村の戸籍の整備が叫ばれる一方援護事務のスピード化を願う住民な ……△

▽……遺族の声も強い。援護関係事務はなぜ遅いのか、遺族のいろいろな声をとりあげて調べてみた。 ……△

援護請求事務については遺族の不の請求をすることができないが、術や不明な点が多く、これまで遺いつまでに請求すればよいか。族大会や市町村役所窓口で頻ねられる主な遺族の声をとりあげ援護金や弔慰金を受ける権利を失いまれる。

答＝七年間請求しなければ遺族年金や弔慰金を受ける権利を失いまあります。

▽請求書を出して半年以上になるのに、まだ何ともありませんが？

答＝書類に間違いなく順調にいった場合には普通一カ月位で年金証書がもらえます。弔慰金の場合の裁定通知は年金証書と同時に渡えますが国債証券は大蔵省に発行されるので五カ月くらいかかっていきます。

▽遺族が不明のため年金や弔慰金

日までに請求すればよいわけですから、昭和三十四年三月三十一沖縄の場合は死亡通知がおくれて

いるのと戸籍整備がおくれているのでしょう。保留になる理由関係で早急に請求手続をとらないは本籍、死因、病名、発病年月日し時効になって権利を失う心配が場所などの照合や調査などです。あります。

しかし保留になっても書類が返ってこないかぎり、おくれても必ず裁定になって来ます。

▽年金や弔慰金を請求して証書がくるまでにどのくらいの月日がかかるか。

答＝書類に間違いなく順調にいった場合には普通一カ月位で年金証書がもらえます。弔慰金の場合の裁定通知は年金証書と同時に渡えますが国債証券は大蔵省に発行されるので五カ月くらいかかっていきます。

▽遺族年金と公務扶助料とどういう関係になっているか。

答＝軍人の遺族年金は昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日までの一年分でそれ以後は公務扶助料に切りかえます。だから年金が裁定になるとすぐ公務扶助料を請求しなければなりません。扶助料が裁定になれば昭和二十八年以後もらっていた額は差引かれて支給され、以後は裁定の扶助料を受けることになります。軍属の遺族は年金をそのまま続けてもらえます。

1956年（昭和31年）
4月8日琉球新報

請求から交付まで

順調に運んで五カ月から十カ月

援護金請求事務は死亡公報を遺族が受けてから始まるのであるが、遺族が請求書を市町村役所に提出すると、市町村役所から戸籍謄本請求書が社会局援護課に受けられ、同課の審査を経て厚生省に進達される。厚生省での審査の結果裁定書と裁定通知書が関係を通じて遺族の手に渡されるがそれとともに遺族関係資料が必要のものとどけられ印鑑証明の到着次第又郵便局で支払いを受けるわけである。二月末現在で弔慰金の裁定通知は一、六（4）三一、三、八（5）四、二六一海軍作成は三、一、三五五海軍作成は二、三一一枚となっており、その額は一〇〇九、五三一、八二一円で、また国債証券交付は一、三一一枚となっている。弔慰金請求より国債証券交付に日数がかかるのは国債証券は大蔵省に発行されるまで一カ月くらいかかるためである。

年金、弔慰金の処理状況

年金、弔慰金の裁定は次のようになっている。

▽年金＝一、一九（六▽障害年金一一▽遺族年金一〇▽遺族一、一、六（4）三一、三、八（5）三一、三一三

▽弔慰金＝三〇、一一、一九（2）三〇、一二、一三（3）三五七▽公務請求のもの二〇▽遺族の生存五一二▽遺族の生存五三八▽取消四（1）三〇、一一、一四（2）三一、一二（3）三一、一、六（4）三一、三、八（5）三一、三一三

例一（1）三〇、一一、一九（2）三〇、一二、一三（3）三五七▽公務請求のもの二〇▽遺族の生存五一二▽遺族の生存五三八▽取消四（1）三〇、一一、一四（2）三一、一二（3）三一、一、六（4）三一、三、八（5）三一、三一三

例二（1）三〇、一〇、二六（2）三〇、十一、二一（3）三一、一、一六（4）三一、三、八（九三一

例三（1）三〇、一一、一九（2）三〇、一二、一三（3）三五七▽公務請求のもの二〇▽遺族の生存五一二▽遺族の生存五三八▽取消四（1）三〇、十一、二一（3）三一、一、六（4）三一、三、八（5）三一、三一三

例四（1）三〇、十一、四（2）三一、一二（3）三一、一、六（4）三一、三、八（5）三一、三一三

引揚者への給付決る
在外財産処理問題解決

【東京七日発共同】在外財産処理問題はきのうの持回り閣議で決まり全面的に解決した。総額五百億円で引揚者をはじめ引揚後内地で死亡した人、引揚前に外地で死亡した人、講和条約が発効したあとに釈放された戦犯者など約三百五十万人に対し交付公債の形で支給される。

給付金の支給は二万八千円で年令別に四つの段階に分けている。つまり終戦当時五十歳以上の者に二万八千円、三十歳以上五十歳未満の者に二万円、十八歳以上三十歳未満の者には一万五千円、十八歳未満の者には七千円となつている。また引揚者のうち長期抑留者に対しては年令にかかわらず一律に二万八千円を支給し、引揚後内地で死亡した人が死亡当時三十歳以上であつたものの遺族に対しては引揚者に準じて給付金を支給される。また引揚前に外地で死亡した人の遺族に対しては死亡したものが十八歳以上の時は二万八千円、十八歳未満の時は一万五千円を支給される。ただしこれらの給与金は現在年収五十万円以上の所得のある引揚者には適用されない。

なお政府は近く「引揚者に対する給付金支給に関する法案」を国会に提出し、六、七月ごろまでに公債を発行するもようである。

1957年（昭和32年）
3月7日琉球新報

援護事務処理に大童
遺族ドッと援護課に

戦死公報未受領の苦痛を訴えた遺族大会のあと、社会局援護課には連日遺族たちが安否おしかけ、係は応待にてんてこ舞している。この事務処理のため米軍中の岩見氏ら厚生省三事務官も遺族の話を真剣にメモするなど大盛だが、何しろ海外で戦死した者は戸籍の不備の関係もあって、専ら生存者の証言を手がかりに処理するよりほかに手はなく、手続きは遅々として進まない実情。また手続きに重複したのもあり、例えばある村では軍属として公報を受けながら戦闘協力者としても認められていたり、外地で戦死したものが沖縄戦で戦死したことになっていたり錯綜と混乱するのが五、六件あるという。中には病気で死亡した者が年齢該当を利用して防衛隊として処理したのもあるなど調査の不行き届をみせている。

一方関係参加者は推定三万三千人のうち処理済は僅か二十二%で来年三月三十一日で時効にかかるため、関係者は気をもんでいるが仲地援護課長は「戸籍簿を調査する必要があるので、町村当局の協力を要望する」といい、また比嘉部務官は「厚生省沖縄班がある間に早く遺家を処理したい」と語った。

1958年（昭和33年）4月2日琉球新報

年に二万円を支給

戦争未亡人給付金　沖縄の一万人も適用

【東京総局】政府は十九日午前の閣議で「戦争未亡人に対する特別給付金を交付する法律案」を決め、来週にも厚生省から法案を国会に提出することになったが、沖縄についてもこれまでの援護法適用、恩給支給と同様、国内並みに扱って約一万人（推定）の沖縄の未亡人に支払う方針である。

政府ではこれまで未亡人給付金受給資格の範囲などのように扱うか検討していたが、意見がまとまらず同日の一律支給の閣議決定になったもの。「戦没者」の範囲については、軍人、軍属、準軍属、戦没学生とすることになり、昭和十二年七月七日（支那事変ぼっ発の日）以後、これら戦没者の妻で本年四月一日現在、生存する人は、収入、再婚のいかんにかかわらず毎年二万円（五十五ドル余）が支給される。

政府では同法案も援護法の一つなので、沖縄にもこれまでと同じように当然ふくめるものとして、法案の成文をまとめたい考えであるが、認定は国内の場合、都道府県知事によるが、沖縄の場合、琉球政府の申請に基づいて同省が行ないたいとしている。

同省の推定によると、沖縄の戦争未亡人は約一万人。陸上戦闘が行なわれた沖縄の特殊性から戦闘協力者で死亡したものの妻の扱いをどうするかはこんご解決すべき問題として残っている。しかし、同案の成文はこの二十六日の閣議にかけて決定したいとの意向なので、琉球政府の対策は急がれよう。

厚生省援護課の話　援護法適用

受け入れを準備

厚生局は〝戦争未亡人への特別給付金〟について、すでに沖縄出身者の認定調査をおこなっているがいまのところ、約一万人程度とみられているだけで、正確な数字はまだつかんでいない。

このため本土政府から公文が入るまでにこの調査をまとめ、早急に厚生省あて資料を送る方針。

厚生局援護課長の話　報道

によると二十六日の閣議までに沖縄関係の資料を必要としているようだが、こちらにはまだ本土政府から公文が入っていない。しかしいずれにしろ現在進めている調査の完了を急ぎ、厚生省の事務に間に合うよう準備を進めたい。

者への援護金同様の扱いなので、当然沖縄にも支給したいと考えているが、米側や、琉球政府の了解または調整はこれからだ。

1963年（昭和38年）2月20日琉球新報

付き添い遺族にも見舞い金

沖縄開発庁

学童疎開船で死亡

一律三万円 遺族は五万円要求

【東京】沖縄開発庁は十九日、対馬丸や第一千早丸、第五千早丸で遭難した人たちの遺族に対し見舞い金を支給するための要綱を告示する。これは戦時中、本土や台湾への学童疎開船で学童に付き添い死亡した七百六十一人が対象で、一人当たり三万円の見舞い金がおくられる。

対馬丸は、沖縄戦が始まる前の昭和十九年八月二十二日、本土に疎開する学童をのせたまま、鹿児島沖で沈没。また第一千早丸と第五千早丸は台湾への疎開学童を乗せて昭和二十年七月三日、尖閣列島の魚釣島近くで沈没したが、死亡した学童に対しては、昭和三十七年、遺族に対し一人当たり二万円の見舞い金をおくった。

ところが、その当時は学童に付き添った人たちには支払われておらず、数年前から遺族への補償を訴えていたが、ようやく今年度予算に計上された。昭和三十七年以降の物価上昇分を加味して三万円になった。（予算総額は七百六十一人分で二千二百八十三万円）。しかし、遺族たちは一人五万円を要求、「三万円なら受けとらぬ」といっていたため、この見舞い金を受け取るかどうか注目される。

この告示によって、該当者は沖縄総合事務局に申し立てし、同局が受給資格者の決定をしたあと見舞い金を支給するが、遺族の範囲は、死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟、姉妹、これ以外の三親等以内の親族で、日本国籍を有していたものが条件。

なお、この見舞い金の支払いや受け付けは、総合事務局総務部調査企画課（電話（54）0031）で行なう。

1972年（昭和47年）8月19日琉球新報

警防団員にも援護法適用

1974年（昭和49年）4月2日琉球新報

準軍属範囲広げる

軍人恩給並み〝上陸〟以前も対象

【東京】さる大平洋戦争の際、軍命令を受け空襲下で必死の消火活動にあたった警防団員にも、やっと援護法が適用される運びだ。沖縄の場合、10・10空襲の際、消火活動に当たった団員が対象として含まれるーといい、厚生省では今国会に提案中の関係法案が成立次第、さっそく作業を始めることにしている。厚生省は今国会に「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正」を提案しているが、この中で準軍属の範囲を広げ旧防空法の規定によって軍の命令を受け、防空任務に従事した警防団員も準軍属とし、援護法を適用することにしている。

「従事令書」の紛失者は証人て

警防団は第二次大戦中、防空任務に当たるため全国の消防組がそっくり移行し編成されたもので、防空任務従事の命令を受けた人たちは、敵の空襲下でも戦闘することが特されず、爆弾の雨の中をくぐって必死の消火活動に当たってきた。このため多くの人たちが生命を失い、傷ついた。

だが、軍人でないため長い間「援護法」は適用されず、昭和四十四年になってやっと一部防空監視隊員だけ準軍属扱いにされ、適用を受けるようになったが、多くの団員は救済されないまま放置されてきた。

今度の援護法一部改正は、指定を受けた監視隊員外でも、防空任務の従事命令書を受けた団員はすべて準軍属扱いにしようというもので同改正案が成立すれば、軍人恩給並みに戦没者の遺族に対しては年三十六万九千六百円の弔慰金、傷害者に対しては年最低二千万六千円から、最高百五十八万八千円の傷害者年金が給付される。

厚生省援護局は、この適用対象者は全国で戦没者一千五百二十人、傷害者千八百八十人程度には達するものと推定。

沖縄の場合、米軍が上陸して以後の戦没者、傷害者については学齢以上者はすべて戦闘参加者として準軍属扱いにされ、すでに援護法の適用を受けているので問題はない。ところが米軍が上陸する以前、例えば那覇市の10・10空襲で死亡し、負傷した団員は新たに適用を受けることになる。

ただ本土の場合、昭和四十四年九月に自治省が警防団員に対して死亡七万円、傷害者五万円の見舞金を支給した実績があり、これに基づいてある程度対象者をおさえることができるが、沖縄の場合、見舞金の支給対象から除外されていたため、対象者は改めて調べ直さなければならないという。

援護面では法案が成立次第、県や市町村に協力を求め遺族、傷害者は申告するよう呼びかけることにしているが、すでに三十年近くも経過しているので実際に認定するのはかなり困難な作業になりそう。

特に警防団員であったということだけでは条件は満たされず「従事令書を受けた者」と限定されており、令書を保存しておればともかく、紛失した人はしかるべき証人が必要だといい、証人がなければ「失格」ということにもなりかねない。現に東京都でも予備的な調査を進めているが、証人問題が適用を阻む大きな壁となっており、あまりにも遅すぎた援護措置に批判の声も出ている。

援護法改正では命令を受けた医療従事者にも同様、新規に適用されるが、医療関係者の場合も昭和四十五年九月に見舞金を支給、この際は沖縄にも適用者がいた場合通知するよう通知したが、県からの申告はなかったという。今度再び洗い直し、申告もれがあれば救済措置を講じていきたいーと援護局では話している。

戦禍まざまざ

特別弔慰金、全国の三倍

県民の27%が受給

戦没者叙勲は東京に次ぐ

10.22 タイムズ (2-1)

戦争で、父母や祖父母、配偶者、十八歳未満の子供を亡くした遺族に交付する特別弔慰金の受理件数は、全国平均の三倍以上。戦没者叙勲は、人口の最も多い東京都に次ぐ件数。人口千人当たりにすると全国でもトップで、県民の二七%は、沖縄戦による一時金や年金、恩給を受けている―。県生活福祉部援護課は、このほど「援護恩給等の事務取り扱い件数」をまとめたが、このような数字に、職員はあらためて沖縄戦が激しく、多くの住民が戦禍に巻き込まれたかを物語っている――と再認識した様子。

この調査は、戦没者や、その遺族に支給する一時金、年金、恩給などの受理件数から、同課の業務量を把握することと、三十三年忌にちなみ激戦から沖縄戦をのぞいてみよう――として行われた。調査は五十一年三月三十一日現在の受理件数で、全国との比較に、原生育がまとめた各県の状況。

一時金、年金、恩給の種類は二十二。調査は、各項目別に、沖縄県と、各都道府県を比べているが、これによると、父母、祖父母、配偶者、十八歳未満の子供がトップ。一百六十万県民のいる広島が二位で、四千四十四件。

死没した遺族に給付する特別弔慰金は、県は七万四千件。各県の平均は二万四千件で、沖縄は三倍以上。肉親を戦争で失ったことになる。軍人、軍属の遺族年金を受ける件数は、五千七百六十九件で二位。三位が福岡の八万七百四十三件。そのほか公務扶助料も二万五千六百八十六件で、類似県の徳島より五万件も多い。

これらすべての受理件数を合計すると、最も多いのは、やはり東京。沖縄は七位。だが、人口千人当たりにすると、沖縄がトップ。受理件数は一部重複するところもあるが、二七・四%の人が、受給者に当たるかっこう。一位は鹿児島で一六%。

西村正次援護課長は「戦没者の数がいかに多いかわかる。これも生存者に対する給付は少なく、死没者に対する給付が圧倒的。激戦のあとがうかがえる」と、あらためて驚いたようす。五十一年度には推定三百億円が支給されたという。

戦没者がいかに多かったかをわかるのが戦没者叙勲。大都市・東京がトップで、十万七千十六件。次いで沖縄の九万三千八百八十三件。人口割にすると沖縄がトップ。

1977年（昭和52年）10月22日沖縄タイムス